平成２７年（フ）第２６１号
宮崎市宮田町11番24号黒木ビル２階　黒木昭秀法律事務所気付
債務者　宮川　和江
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７０号
宮崎市大島町笹原1985番地１　ミッキーハウスビルⅥ307号、前住所宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅104棟11号
債務者　立本　文彦
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３０６号
名古屋市名東区神里２丁目111番地の２　神里ハイツ107号
債務者　喜道　博雄
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１８号
愛知県海部郡大治町大字砂子字中割18番地の１　サンパレス203号
債務者　芳賀　吹雪
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２５号
名古屋市名東区天神下147番地　市営天神下荘４棟106号
債務者　田中美惠子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２６号
愛知県海部郡蟹江町城４丁目293番地　メゾンメルベーユ201号、従前の住所愛知県津島市神尾町字東之割108番地　クラスティーナ108　405号
債務者　山口　　薫（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０６号
愛知県海部郡大治町大字三本木字金久66番地ロイヤルハイツ三本木105号
債務者　大濱ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２号
山口県下関市豊浦町大字川棚6118番地３、前住所山口県下関市本町２丁目10番２号
債務者　乗村　晋也（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
熊本市東区月出１丁目７番18号　401
債務者　小川ようこ（旧姓木屋）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７５号
大分市大字中判田1747番地の２（エクセル判田301）
債務者　小松　太市
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９３号
大分市明野北４丁目８番Ｃ－1010号
債務者　吉武亜由美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１２号
大分県別府市石垣東１丁目９番20－224号　テラス石垣
債務者　大塚　博臣
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
富山市大江千140番地　リブレ藤の木105号、前住所富山市藤木2116番地６
債務者　久岡　孝一
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９５号
愛知県北名古屋市徳重土部12番地３　第２西春師勝土地ビル306号
債務者　柴田　敦司
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４２８号
東京都葛飾区新小岩２丁目28－４－201
債務者　冨樫みよ子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６８号
東京都江戸川区東小岩６丁目14－４　第３シャトレーマンション401
債務者　上遠野勝宣
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部